

意見書

平成23年9月2日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-0005
(ふりがな) とうきょうとちよだくまるのうち
住所 東京都千代田区丸の内1-8-1
(ふりがな)
氏名 ジェイコムグループ^{だいひょう}代表
かぶしきがいしゃ
株式会社ジューピターテレコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう もり しゅういち
代表取締役社長 森 修一

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条の規定により、平成23年7月
26日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。
(文中では敬称を省略しております。)

本意見書に関する連絡先
株式会社ジューピターテレコム 渉外部
電話番号 XXXXXXXXXX
電子メールアドレス: XXXXXXXXXX@XXXXXX.XXXXXX

「光の道」構想の実現のためには、何よりも公正な競争環境の整備が重要です。これは設備競争とサービス競争の両輪をバランスよくコントロールすることにより、市場状況に合わせた適切なドミナント規制で実現すると考えます。

よって、今回の省令改正で関連制度が整備されることにより、従前以上に接続情報の管理等が徹底され、不正営業防止の徹底が図られることを期待し、以下の項目について整理をお願いいたします。

今回の管理・監視体制はNTT東西にのみ義務付けられているもので、当該子会社は対象外となっています。また、設備部門と利用部門は兼務禁止ですが、例外として支店長の兼務は可能となっており、支店長と子会社社長の兼任可能とあわせると本来の趣旨が徹底されない恐れがあります。

これらは機能分離の徹底の根本に関する事項となりますので関連制度の整理を要望します。

次に、同改正によるNTT東西自らの監査体制ですが、従前にも禁止行為規制があり社内管理体制があつたにも関わらず一昨年の情報漏えい事件が発生したことを考慮すると、その限界があることを懸念いたします。このため一般的には第三者の監視、少なくとも社外監査役の直接的な参加が必要と考えます。

また、同改正によるNTT東西が行う総務省への報告に関しても、透明性の確保が必要と考えます。

- ・ 総務省が行う報告書の一般開示
- ・ NTT東西が自ら相互接続事業者等利害関係者に説明・開示

以上のルール化を行うことにより、管理体制がより徹底すると考えます。

以上、今回の改正についてですが、これらは最低限の措置であり、今までの適用制度の不備を現状に合わせ修正・徹底したにすぎません。

多くの事業者が求めている公正競争確保のためのグループドミナンスの問題は今だ措置されておらず、加えて活用業務の届出化により独占回帰が一層高まり、公正競争の阻害、ひいては国民の利便性の低下等が懸念されます。

よって、まずは総務省と公正取引委員会が作成した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」によるグループドミナンスの事例を具体化し現状の歯止めを図るとともに、総務省にて専門委員会を設置し、NTTグループ全体の市場支配力を検証し、ルールを策定・導入することが必要と考えますので、速やかな実施を是非ともお願いいたします。